



美瑛町災害廃棄物処理計画

令和4年（2022年）4月

北海道美瑛町

美瑛町災害廃棄物処理計画目次

第1章 総則

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1節 | 計画の目的 | 1 |
| 第2節 | 本計画の位置付け | 1 |
| 第3節 | 本計画の基本的な考え方 | 1 |
| 第4節 | 本計画の対象 | 1 |

第2章 組織体制等

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 第1節 | 基本方針 | 2 |
| 第2節 | 組織体制と業務概要 | 3 |
| 第3節 | 一般廃棄物施設 | 5 |
| 第4節 | 広域処理 | 5 |
| 第5節 | 災害廃棄物の処理に係る法令上の措置 | 7 |

第3章 被害想定及び処理体制

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第1節 | 災害廃棄物処理 | 7 |
| 第2節 | 避難所ごみ・生活ごみ処理 | 10 |
| 第3節 | し尿処理 | 11 |

第4章 災害廃棄物処理対策

| | | |
|-----|---------------|----|
| 第1節 | 時期区分 | 11 |
| 第2節 | 初動期の業務 | 11 |
| 第3節 | 災害廃棄物処理実行計画策定 | 12 |
| 第4節 | 災害廃棄物処理 | 13 |
| 第5節 | 避難所ごみ・生活ごみ処理 | 16 |
| 第6節 | し尿処理 | 17 |
| 第7節 | 冬期間の対応 | 18 |
| 第8節 | 有害廃棄物対策 | 18 |

第5章 住民等への広報

| | | |
|-----|--------|----|
| 第1節 | 発災前の広報 | 18 |
| 第2節 | 発災後の広報 | 19 |

第6章 その他参考となる事項

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第1節 | 災害等廃棄物処理事業費補助金 | 19 |
| 第2節 | 減免制度 | 19 |

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害によって発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とする。

なお、美瑛町地域防災計画（以下「防災計画」という。）など災害に関する計画書が見直された場合、修正を行っていくこととする。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、防災計画の美瑛町災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織「民生文教対策部」が行う被災地の汚物、じん芥等の処理に関する計画とする。

第3節 本計画の基本的な考え方

本計画策定に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

- ・ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、第一義的な処理責任は町が負い、事業所から排出される廃棄物は、原則として事業者自ら処理責任を負う。
- ・ 本町単独での災害廃棄物処理が困難と想定される場合に備え、その対応方針も盛り込んだ内容とする。
- ・ 大雪清掃組合（以下「組合」という。）の施設利用に関することは、構成町3町（本町、東神楽町、東川町）で協議する。
- ・ 旭川市環境センター（し尿処理）の施設利用に関することは、旭川市と協議する。

第4節 本計画の対象

1 災害

本計画は、対策本部が設置される大規模な災害のうち、対策本部長が非常災害と判断するものを対象とする。

2 業務

本計画において対象とする業務は、次のとおりとする。

なお、廃棄物の処理（再資源化、中間処理、最終処分）は、組合の業務であるため、処理業務については組合と協議するとともに、構成町が同時期に被災した時は、3町と組合で協議を行うこととする。

- (1) 収集運搬
- (2) 二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など）の防止
- (3) 進捗管理
- (4) 広報
- (5) 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

3 災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、本計画において対象とする災害により生じた廃棄物であり、表1及び表2に示すとおりとする。

ただし、災害により生じた廃棄物であっても、事業活動に伴うもの（産業廃棄物及び事業系一般廃棄物）は除く。

また、道路や河川、鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、それぞれの管理者が行う。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。

表 1 対象とする災害廃棄物（災害によって発生）

| 種 類 | 備 考 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不燃性混合物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等 |
| 可燃性混合物 | 繊維類、紙、木くず等 |
| 木質系廃棄物（木くず） | 家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木 |
| コンクリートがら | コンクリート片やブロック、アスファルトくず等 |
| 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片 |
| 廃家電※ | 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの |
| 廃自動車等※ | 被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車 |
| 水害堆積物 | 川底の土砂や流木等が陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が河川の増水により巻き込まれたもの |
| その他 | 腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品）、有害物質（石綿含有廃棄物、PCB 廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、CGA（防腐剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、石膏ボード、タイヤ、ピアノ、マットレス等 |

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

表 2 対象とする災害廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

| 種 類 | 備 考 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活ごみ | 被災により家庭から排出されるごみ 分別区分は平常時と同様とし、次に示すとおり。 【分別区分】 可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、缶類、ビン類等 |
| 避難所ごみ | 避難所から排出されるごみ、使用済簡易トイレ等 |
| 仮設トイレのし尿 | 避難所から排出されるし尿 |

※被災地域以外や被災地域であっても平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

第 2 章 組織体制等

第 1 節 基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条の 3 では、非常災害により生じた廃棄物の処理の原則として、非常災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な

処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないこと、また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切に配慮されなければならないことを定めている。

この原則に従い、災害発生時の災害廃棄物処理全体を通しての基本的な方針は次のとおりとする。

1 適正処理

災害時においても、平常時の廃棄物の区分に応じて分別し、災害廃棄物以外の混入を防ぎ、野焼きや不法投棄等の不適正処理が行われない対策を講じる。

2 衛生的な処理

災害時は、一時的にごみやし尿が大量に発生し、その処理が平常どおり行えないことから生活環境が悪化する恐れがあるため、防疫対策を十分に行い、公衆衛生の確保を最優先とする。

3 迅速な対応

建築物や道路の被害状況は時々刻々と変化するため、速やかに状況を把握し、迅速な処理体制を構築する。

4 計画的な対応・処理

災害廃棄物の発生状況や仮置場、処理施設の状況に応じ、災害廃棄物処理終了後も見据えて計画的に処理する。

5 環境に配慮した処理

災害時においても、災害廃棄物は、3Rの観点から可能な限りリサイクルを行い、また、廃棄物の飛散や発生ガスによる火災や感染症等の二次災害発生防止対策を講ずるなど、十分に環境に配慮する。

6 安全な処理

災害時の廃棄物処理業務は、廃棄物の量・質の変化に加え、危険物や処理困難物の混入や作業条件の悪化などが予想されることから、安全な作業環境の確保を図る。

第2節 組織体制と業務概要

1 内部組織と指揮命令系統

本部長の命令により、対策本部員である住民生活課長が中心となり災害廃棄物対策を担当する民生文教対策部において業務に当たる。

2 災害対策の事務内容

防災計画において示されている災害対策の事務うち、災害廃棄物処理に関係するものは次のとおりである。

- ・被災地の汚物、じん芥、灰じん等の処理計画に関すること。
- ・被災地の汚物、じん芥、灰じん等の処理用地確保に関すること。

3 災害廃棄物対応の流れ

発災後の主な業務内容は、表3のとおりである。

各業務は、担当が中心となって行うが、被災状況に応じて臨機応変に人員配置を行う。

表3 業務内容

| 業務項目 | 主な業務内容 |
|-----------|---------------|
| 1 被災状況の把握 | ・町内の被災状況の情報収集 |

| | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部への状況報告及び情報のすり合わせ |
| 2 災害廃棄物処理実行計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の確保 ・処分施設の確保 ・住民への対応策の周知・協力要請広報の実施 ・災害廃棄物の発生量推計 |
| 3 処理支援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の応急復旧（組合） ・処理に必要な資機材、人員等の確保 ・広域的な処理体制の確立 ・道、近隣市町村、民間事業者等への応援要請 ・避難所の廃棄物・し尿の収集運搬・処分体制の確立 |
| 4 仮置場の設置・廃棄物の受入 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の設置可能な場所の確保 ・資源化を踏まえた分散配置 ・必要に応じて破碎・選別等の処理設備の配置 ・受入れ可能な廃棄物の指定、受入基準の順守を随時指導 |
| 5 建物解体後の処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体後のがれきの適正管理 ・解体後のがれきの分別指導 ・解体後のがれきの搬出入指示 |
| 6 収集運搬、処分の協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・実行計画に基づく計画的な処理の推進 ・仮置場等からの収集 ・組合との廃棄物受入協議 |
| 7 事後処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場返却 ・各種補助金申請 |

4 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

本町が収集すべき情報例は表4のとおり。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。

表4 災害時の情報共有項目例

| 項目 | 内容 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員・施設被災 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集状況 ・廃棄物処理施設の被災状況 ・廃棄物処理施設の復旧状況 |
| 生活ごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの推計発生量 ・ごみ収集・処理に関する支援要請 ・ごみ収集・処理の進捗状況 |
| し尿処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集対象し尿の推計発生量 ・し尿収集・処理に関する支援要請 ・し尿収集・処理の進捗状況 |
| 災害廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況 |

| | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の推計発生量及び要処理量 ・災害廃棄物処理に関する支援要請 ・仮置場の配置・開設準備状況 ・仮置場の運用計画 ・再利用・再資源化 処理・処分の進捗状況 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5 協力・支援体制

北海道に災害状況を報告するとともに、必要な場合は、北海道から指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、近隣市町村からの支援体制の構築を図る。

また、家屋等の倒壊にかかる廃棄物処理については、建設業に係る廃棄物に相当するものが多いため、それらの廃棄物を扱っている民間事業者の経験、能力の活用を図る。

6 職員の教育訓練

本町は、本計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。

第3節 一般廃棄物施設

1 一般廃棄物処理施設の災害対策

本町の一般廃棄物処理施設（じん芥）は、表5のとおりであるが、組合が施設の管理運営を行っているため、各施設の災害対策や被災対応は、組合を中心に、3町の担当者も情報を共有し、協力することとする。

2 仮設トイレ等し尿処理

被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの仮設トイレが必要となることが想定され、新たにし尿の処理が必要となる。対策本部の指示により仮設トイレを管理する。

し尿処理は、旭川市への委託により旭川市環境センターに搬入しているため、搬入量や運搬回数を変更する場合は旭川市と協議する。

表5 一般廃棄物処理施設の概要

| 施設名 | 施設種類 | 供用開始年度 | 備考 |
|--------------|---------------|--------|--------|
| しらかば清掃センター | 焼却施設・粗大ゴミ処理施設 | 平成5年度 | 大雪清掃組合 |
| 最終処分場 | 最終処分場 | 平成6年度 | 大雪清掃組合 |
| リサイクルプラザたいせつ | リサイクル中間処理 | 平成11年度 | 大雪清掃組合 |
| 旭川市環境センター | し尿処理 | 平成3年度 | 旭川市 |

第4節 広域処理

災害の規模により本町の処理能力を大幅に上回る廃棄物の処理が必要となった場合は、北海道及び関係自治体と連携し広域処理体制を整備する。

1 事務委託の進め方

災害廃棄物の処理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、北海道や他の市町村（以下「市町村等」という。）に事務の全部又は一部を委託することができる。

事務委託が行われた場合、本町は事務の執行権限を委託先の市町村等に移譲し、委託を受けた市町村等は本町に代わって処理を実施する。

なお、同法第252条の16の2に基づく事務の代替執行が行われた場合は、事務の執行権限は本町が保有し、執行の代行のみを委託することとなる。

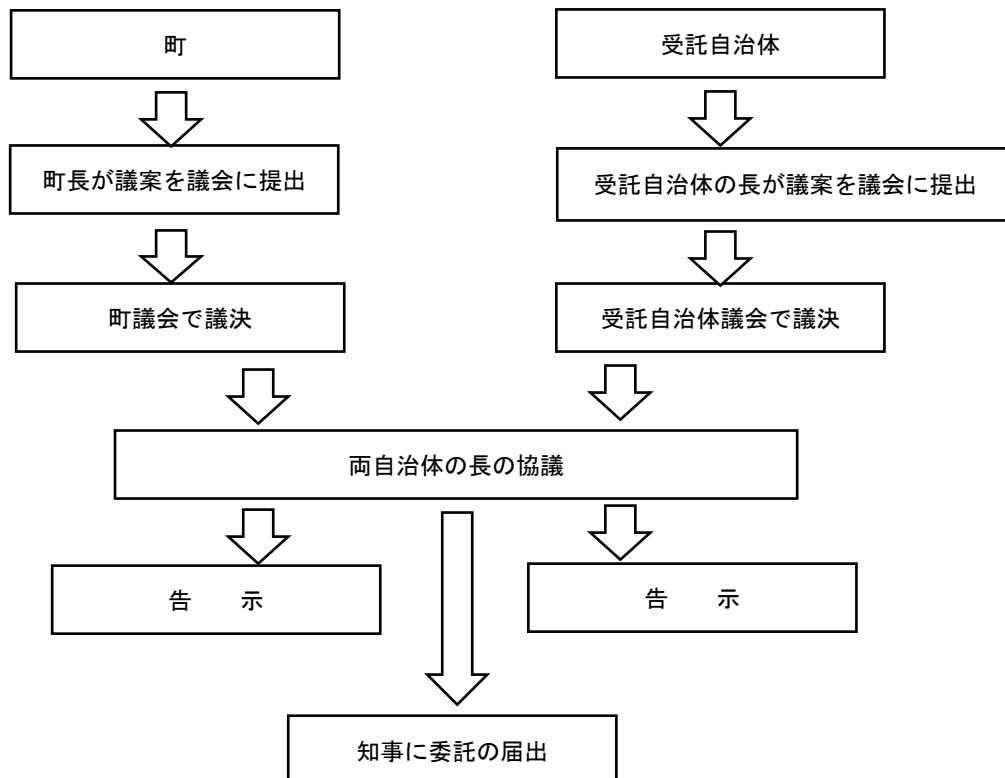
(1) 行動指針

- ア 被災後、速やかに災害廃棄物の発生量を推量し、自己処理の可否を判断する。
- イ 自己処理が不可能と判断される場合は、北海道と広域処理について協議する。
- ウ 事務委託に当たっては、議会の議決を要するが、緊急を要するため地方地自法第179条第1項により専決処分を行う。

(2) 委託手続

委託を行う場合は、関係自治体間で協議を行い、それぞれの議会の議決を経て規約を定め、その規約のほか事務を委託した旨を告示するとともに知事に届出をする。市町村等への事務委託に係る処理の流れは図6のとおり。

図6 事務委託の流れ



(3) 事務委託に関する規約

事務委託を行うに当たり、基本的な記載事項は次のとおり。

- ア 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- イ 委託事務の範囲及び委託事務の管理並びに執行方法
- ウ 委託事務に要する経費の支弁方法
- エ その他事務委託に関し必要な事項

2 広域体制の整備

(1) 行動指針

- ア 北海道との調整により、近隣市町村及び関係団体と協定を締結する。
- イ 被災自治体と支援自治体の災害時の行動を明確にし、双方の合意を得る。
- ウ 広域処理に係る費用、法的手続、国の支援策等は事前に内容を把握する。

(2) 法的手続

受入側自治体との事前協議の上、書面による通知を行う。

第5節 災害廃棄物の処理に係る法令上の措置

災害廃棄物処理に係る各業務での主な法令上の規制や非常災害時の措置等は次のとおり。

1 処理（収集運搬及び処分）に関する規制等

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項関係

被災地域で緊急の必要があるときは、応急措置の支障となるものを除去することができる。

(2) 廃棄物処理法第6条の2第2項関係

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の業務の受託者は、他の事業者にも再委託することができる。

(3) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項関係

産業廃棄物処理施設で受け入れる一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集しなければならないが、非常災害時は分別の期限を処分の時までとした。

(4) 廃棄物処理法第15条の19第3項関係

指定区域内で非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をする場合は、事後の届出を可とする。

2 廃棄物処理施設に関する規制

(1) 廃棄物処理法第9条の3の2関係

市町村が自ら設置する一般廃棄物処理施設について、審査に要する期間を短縮する。

(2) 廃棄物処理法第9条の3の3関係

市町村が民間事業者へ一般廃棄物処理を委託する場合、施設を設置する際の届出に係る手続を一部簡素化する。

(3) 廃棄物処理法第15条の2の5第2項

産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、事後の届出を可とする。

第3章 被害想定及び処理体制

第1節 災害廃棄物処理

1 被害想定

数値は防災計画で示す数値を使用し、同計画に示されていない数値はその他の資料から推計し、表7のとおり被害を想定した。

表 7 被害想定

| 被害区分 | 被害規模 | 避難者数 | 建物被害 | 備考 |
|-------|------------------|---------|------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 大規模水害 | おおむね 100 年に一度の水害 | 6,659 人 | 全壊 : 5 棟 半壊 : 7 棟 床上浸水 : 1,751 世帯 床下浸水 : 1,424 世帯 | 「美瑛町洪水・土砂ハザードマップ」から推計(危機対策室) |

2 災害廃棄物発生想定量

災害廃棄物発生量は、表 8 のとおり推計する。

表 8 水害による廃棄物発生量推計

| 被害程度 | 原単位 (t/世帯) | 棟数 | 発生量 (t) | 備考 |
|---------|---------------|-------|---------|-------|
| ①全壊 | 117 | 5 | 585 | 直接処理 |
| ②半壊 | 23 | 7 | 161 | 直接処理 |
| (小計①+②) | — | — | 746 | |
| ③床上浸水 | 4.6 | 1,751 | 8,055 | 仮置場対象 |
| ④床下浸水 | 0.62 | 1,424 | 883 | 仮置場対象 |
| (小計③+④) | — | — | 8,938 | |
| 合計 | — | — | 9,684 | |

※原単位：(出典) 災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】(平成 31 年 4 月)

3 種類別災害廃棄物発生想定量

被害想定を基に推計した災害廃棄物発生量に、災害廃棄物の組成割合を乗じて、種類別の災害廃棄物発生想定量を表 9 のとおり推計した。

表 9 災害廃棄物の構成割合

| 種類 | 割合 (%) | 全体発生量 (t) | ㊤直接処理量 (t) | ㊤仮置場対象量 (t) |
|----------|-----------|--------------|---------------|----------------|
| 角材 | 2.1 | 203.36 | 15.67 | 187.69 |
| 可燃物 | 4.4 | 426.10 | 32.82 | 393.28 |
| 不燃物 | 70.4 | 6,817.54 | 525.18 | 6,292.36 |
| コンクリートがら | 9.9 | 958.72 | 73.85 | 884.87 |
| 金属くず | 0.6 | 58.10 | 4.48 | 53.62 |
| その他 | 0.6 | 58.10 | 4.48 | 53.62 |
| 土砂 | 12.0 | 1,162.08 | 89.52 | 1,072.56 |
| 合計 | 100.0 | 9,684 | 746 | 8,938 |

割合：「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における災害廃棄物の組成」を使用

4 処理能力

本町における既存施設での災害廃棄物の処理可能量(令和 2 年度末現在)は、表 10 のとおりである。

表 1 0 既存ごみ焼却施設の処理可能量

| 施設名 | 施設規模 | 年間処理量 (t/年度) | 稼働年度 (年) | 処理能力 (t/日) | 年間処理能力 (t/年) |
|------------|--------------|-----------------|---------------------|---------------|-----------------|
| しらかば清掃センター | 37.5t/24h/2基 | 8,473 | H5(竣工) H11(改修竣工) | 75 | 24,375 |

表 1 1 既存最終処分場の処理可能量

| 施設名 | 施設規模 (m ³) | 埋立容量(覆土含む) (m ³ /年度) | 残余容量 (m ³) | 残余年数 (年) |
|-------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 最終処分場 | 53,000 | 1,436 | 7,721 | 5 |

5 災害廃棄物処理の考え方

- ・全壊、半壊の住宅の廃棄処理については、その場で分別処理を行い、直接、処理施設へ搬入する。
- ・浸水により廃棄する家財等については、推定する廃棄物量により、仮置場を設置し一時保管を行うか、直接、処理施設に搬入するかを判断する。

6 仮置場の選定

仮置場の候補地については、選定基準を定めた上で、防災情報等を活用し次の事項に基づき抽出を行い、現地調査を始め、災害対策本部での協議などにより、総合的に評価を行い選定する。

(1) 仮置場の分類

仮置場の定義及び用途は表 1 2 のとおりとする。

表 1 2 仮置場の定義

| 種 類 | 用 途 等 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一次仮置場 | 住民より直接搬入される廃棄物の仮置場で、災害廃棄物を被災現場から中間処理場に運搬する際の積替え拠点とする。可能な限り発災現場で分別するが、一次仮置場に集積後、手作業や重機での粗選別や破碎等を行う。 |
| 住民用仮置場 | 被災状況に応じて緊急的に随時設置し、被災住民により直接搬入される廃棄物の仮置場。 一次仮置場の設置に時間を要する場合や被害規模が小さく一次仮置場の設置を要さない場合等に災害地区に比較的近い場所に設置し、一次仮置場の整備状況等に応じて随時統廃合する。 |

(2) 必要面積推計

災害廃棄物発生想定量を基に、災害廃棄物対策指針【技 18-2】仮置場必要面積の算定方法により、仮置場での破碎処理等を考慮した最大限必要となる仮置場の面積を表 1 3 のとおり推計した。(積上げ高さは、作業効率を考慮し 2.5m とする)

表 1 3 仮置場面積推計

| 被害想定 | 可燃物系 | 不燃物系 | 土砂 | 仮置場必要面積 |
|-------|--------------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 大規模水害 | 629 m ² | 2,870 m ² | 423 m ² | 3,922 m ² |

※算定方法：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】(平成 31 年 4 月)

(3) 仮置場候補地選定基準

次の基準を満たす土地を仮置場候補地とする。

- ア 廃棄物処理施設、公共施設の駐車場、未利用のグラウンド等の町有地を優先する。
- イ 一次仮置場は2年程度利用できる平坦な土地を選定する。
- ウ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域に所在する土地を選定する。
- エ トラックや重機等の大型車両の往来が可能な道路に面している緊急輸送道路にアクセスしやすい場所に土地を選定する。

(4) 考慮すべき事項

法令等により土地利用が規制されている区域や自然環境条件、防災対策を考慮して選定する。考慮すべき主な事項は、次のとおりである。

- ア 法令、条例の規制状況
- イ 公有地、民有地の別
- ウ アクセス道路の幅員
- エ 公共施設
- オ 避難施設、仮設住宅予定地
- カ 環境保全の留意を要する建物（学校、病院、福祉施設等）
- キ 土砂災害危険箇所
- ク 土地利用
- ケ 都市計画用途区域
- コ 標高、傾斜
- サ 必要面積以上の空き地

(5) 仮置場候補地

仮置場の候補地は表14のとおりとし、発災時には当該候補地からの選定を基本とし、災害の状況に応じて遊休地や公園、駐車場等、他の町有地の利用を検討する。

表14 仮置場候補地

| 仮置場候補地 | 所在地 | 使用可能面積 | 優先順位 | 備考 |
|-------------|---------|---------|------|----|
| 浄化センター敷地 | 藤野第1 | 約6,000㎡ | A | |
| 旧美進小学校グラウンド | 下宇莫別朝日 | 約4,700㎡ | B | |
| 丸山陸上競技場 | 丸山1丁目1番 | 約7,000㎡ | C | |

※優先順位 高いA ⇒ B ⇒ 低いC

7 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、平常時に具体的に検討を行い、発災時に道路の復旧や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集運搬体制の見直しを行う。

8 中間処理施設

災害廃棄物の受入れについて、組合と協議する。

第2節 避難所ごみ・生活ごみ処理

1 避難所ごみの収集及び処理

避難所ごみは、被災直後には水と食料を中心とした支援物資によって段ボール、容器プラスチック類が多く、時間の経過とともに、救援物資の増加に伴う段ボール、日用品などの増加が見込まれる。

ごみの収集及び処理は、避難者の協力により分別を徹底し、しらかば清掃センターへの直接搬入とする。

2 生活ごみの収集及び処理

生活ごみは、通常の収集で行うこととするが、通常のごみに加え、水害により廃棄されるごみが排出されることが予想されるため、仮置場を設置する場合は、仮置場の利用の案内を行う。仮置場を設置しない場合は、しらかば清掃センターへの直接搬入が増えることを想定し、組合と協議したうえで、一般家庭からの直接搬入の調整を実施する。

第3節 し尿処理

1 し尿収集

(1) 仮設トイレ

災害時の仮設トイレの設置は、対策本部の指示に従い手配し、管理する。

(2) 収集運搬

町内のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は委託業者が行っているため、災害により発生するし尿の収集運搬については、委託業者と協議を行う必要がある。

2 し尿処理

(1) 処理施設

本町のし尿は、旭川市のし尿処理施設で処理している。旭川市のし尿処理施設は1か所のみであり、鷹栖町、東神楽町、東川町、上川町のし尿も処理していることから、災害時で特別な搬入をするときは旭川市と協議を行う必要がある。

第4章 災害廃棄物処理対策

第1節 時期区分

発災後の経過時間ごとの大まかな特徴等は表15のとおりとなる。

表15 発災後の時期区分と特徴

| 時期区分 | 時期区分の特徴 | 時間の目安 |
|-------|---------------|--------|
| 初動期 | 人命救助が優先される時期 | 発生後3日間 |
| 応急対応 | 避難所生活が本格化する時期 | ～3週間程度 |
| 復旧・復興 | 避難所生活が終了する時期 | ～3年程度 |

第2節 初動期の業務

発災直後は特に混乱が想定されるため、発災後すぐに対応すべき事項として初動期の業務をまとめる。

1 共通事項

(1) 被害状況の確認

職員の安否や参集状況の把握、中間処理施設や最終処分場、収集運搬業者等の被害状況、及び処理施設までの搬入経路や上下水道の被害状況等を確認する。

被害があった場合は、復旧の状況を把握する。

2 各行動区分の業務

(1) 収集運搬

- ・災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定に基づき、収集運搬の協力を要請する。
- ・搬入経路上の障害物除去について関係機関と協議する。
- ・広域処理の必要性を検討する。

(2) 仮置場設置等

- ・仮置場の候補地を選定し、関係部局や関係機関と協議して設置する。
- ・避難所で発生するごみを集積するため、避難所周辺に一時集積所を設置する。
- ・仮置場等の場所や分別方法の周知を行う。
- ・仮置場の設置、管理に係る委託契約のための準備を行う。
- ・近隣市町村への協力の必要性を検討する。

(3) 中間処理

- ・組合とじん芥の処理可能量を協議する。
- ・広域処理の必要性について検討する。

(4) 最終処分

- ・組合と協議する。
- ・広域処理の必要性について検討する。

(5) し尿処理

- ・避難者数や断水状況を考慮して仮設トイレの必要基数を推計する。
- ・し尿の収集運搬委託業者とし尿収集体制を検討する。
- ・旭川市と協議する。
- ・広域処理の必要性について検討する。

第3節 災害廃棄物処理実行計画策定

発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、被災状況に応じて災害廃棄物発生量やし尿、避難所ごみ発生量を推計し、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、計画を策定する。

なお、計画については、災害廃棄物の排出状況や処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、表16のとおりである。

表16 災害廃棄物処理実行計画項目例

| 美瑛町災害廃棄物処理実行計画 | |
|----------------|------------------------------------------------------|
| 1 概要と方針 | (1) 処理主体 (2) 処理期間 (3) 処理費用の財源 |
| 2 災害廃棄物推計 | (1) 一般家屋から発生した災害廃棄物 (2) 事業所から発生した災害廃棄物 (3) 堆積物 |
| 3 災害廃棄物の組成 | (1) 可燃物、不燃物の割合 (2) 有害廃棄物 (3) 処理困難物 |

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 4 処理フロー | |
| 5 処理費用と財源 | |
| 6 収集運搬 | (1) 収集ルート (2) 収集頻度 |
| 7 仮置場 | (1) 仮置場での分別と配置 (2) 仮置場の管理 |
| 8 その他 | (1) 中間処理・最終処分施設（組合、旭川市）との協議 (2) 委託契約 収集運搬、仮置場管理運営 (3) 広域処理要請 |

第4節 災害廃棄物処理

初動期から応急対応までの処理は次のとおりとする。

1 処理方針

本町の処理方針は、次のとおりとする。

(1) 処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は町が負う。

ただし、事業活動に伴う廃棄物は、各事業者の責任により処理する。

(2) 処理方法

処理の効率化、リサイクル率の向上を図るため分別を徹底し、焼却処理量、最終処分量の削減を図る。

また、被災状況に応じ、可能な限りリサイクルを推進する。

(3) 仮置場の確保

中間処理又は最終処分場までの仮置場を速やかに確保し、必要に応じて住民用仮置場を設置する。

(4) 処理期間

本計画での処理期間とは、災害発生から発生した災害廃棄物の最終処分の完了までの期間をいい、おおむね2年以内を基本とする。

(5) 処理費用

廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

2 処理フローと処理スケジュール

災害廃棄物の処理見込量を推計後、処理・処分先や処理目標期間等を決定し、適宜処理フローの見直しを行う。

3 災害廃棄物発生量等の推計

災害廃棄物発生量は、建物の被害棟数や水害の浸水区域を把握することにより、想定被害と同様の方法で推計する。

廃棄物処理能力量は、一般廃棄物処理施設や廃棄物運搬事業者の被害状況を踏まえて推計する。

4 一般廃棄物処理施設の被害状況の把握と確保

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う一般廃棄物（し尿を除く）処理は組合、し尿処理は旭川市の施設のため、被害状況の把握を行う。

5 収集運搬体制の確保

(1) 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により収集運搬ルートが遮断されていることも想定されるため、対策本部と調整したうえで各道路管理者や自衛隊・警察・消防等と連携し、協力が得られる体制を確保する。

災害廃棄物を撤去する際には、石綿やバッテリーなどの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本町はその旨を作業従事者へ伝えるとともに安全確保に努める。また、くぎやガラスなどが散乱するため、ヘルメットや安全靴、ゴーグルなどにより安全性を確保する。

(2) 収集運搬の実施

ア 収集運搬体制の整備に当たっては、平常時に検討した内容を参考とする。

イ 仮置場までの搬入は、町民の責任において行い、仮置場から処分場への搬出は本町が行う。また、本町は仮置場への運搬ルートを確保したうえで町民へ周知する。

ウ 建築物の所有者又は管理者が自ら解体・撤去を行う場合は、所有者等が解体等により生じた廃棄物を処理場若しくは仮置場まで運搬するものとする。

エ 水害等により漂着した廃棄物は、当該廃棄物が放置されている土地の所有者又は管理者が仮置場まで運搬するものとする。

オ 被災状況により、仮置場の設置に時間を要する場合などは、被災地域近くに住民用仮置場を設置し、そこから仮置場まで本町による収集運搬を行うことを検討する。

カ 運搬時は、廃棄物が飛散、落下しないように配慮し、必要に応じてシートなどをかぶせる。また、石綿を含む解体材は、廃棄物処理法等に従って適正に行う。

キ 解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場などへ搬入する。分別が不十分なものは、仮置場などへの搬入を認めない。

ク 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質が流失しないよう注意し、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

ケ 廃棄物処理に当たっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風、降雪等による収集運搬への影響を考慮する。

コ 収集運搬業者の被災等により、本町単独での収集運搬が困難な場合は、北海道や近隣自治体に協力を要請する。

サ 災害の復旧状況や被災地域以外での収集運搬との関係等を考慮し、適宜、収集運搬方法の見直しを行う。

6 仮置場の確保

(1) 仮置場の設置

災害発生の際は、災害発生地域での被害状況に応じ、災害廃棄物発生量推計の後、仮置場の必要面積を算出し、諸条件を勘案して候補地の中から仮置場を設置する。設置に当たって、仮置場使用前の状況を写真等により記録しておくとともに、所管する部署との協議や付近住民への事前説明を行う。

その際、人命救助や救援物資輸送のため、発災直後から道路上のがれき等の処理が必要となることが予想されることから、表14の優先順位の高い候補地に早急に仮置場を設置し、状況によっては、仮置場の設置までの間、住民用仮置場の設置や道路脇等での一時的な保管が必要となる。

なお、表14の中からの選定を基本とするが、仮置場候補地は、発災時の落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場候補地への交通障害などの被害状況や今後の土地利用、自衛隊等による発災時の使用状況等によっては、仮置場として使用できない場合もある。その際には、改めて候補地の検討を行う必要があり、仮置場が不足する場合は、関係機関と協議し、公園の利用や近隣自治体などでの広域的な仮置場確保を検討する。

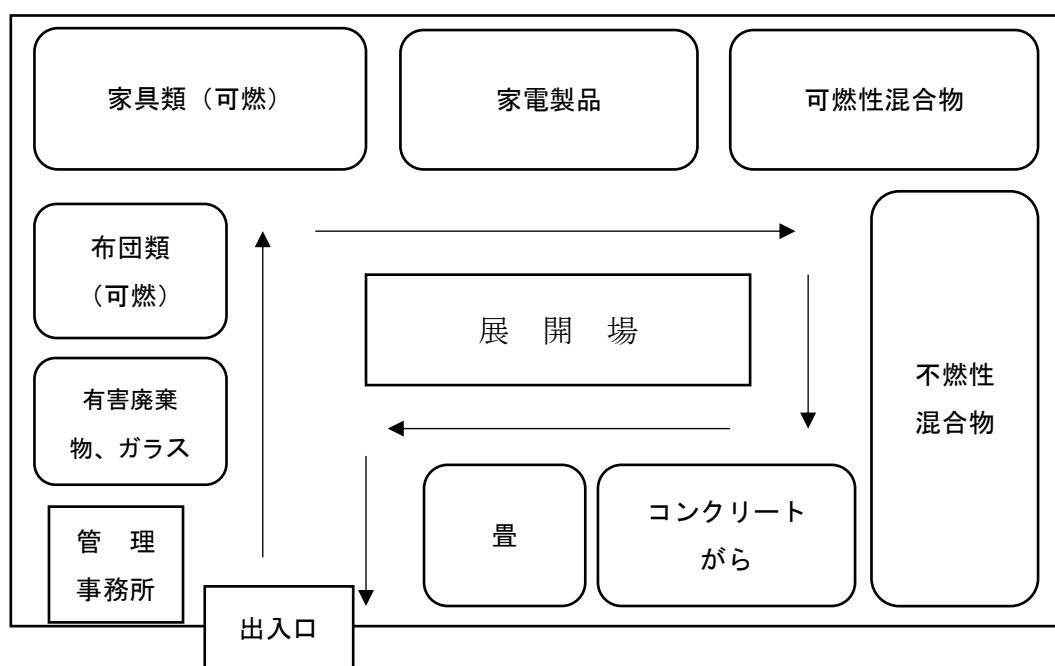
また、平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行う。

(2) 分別区分・仮置場レイアウト

出入口付近に搬入受付のための管理事務所を設置し、家電製品、家具類、布団類、畳、コンクリートがら等の区分により、集積場所を定めて大きく表示する。

仮置場の設置例は図17のとおり

図17 仮置場設置例



(3) 仮置場の運営

仮置場設置に当たっては次のことに注意する。

- ア 仮置場内に分別区分ごとの集積場所を設定し、分別されていないものは受け入れず、再度分別を要請する。
- イ 対象となる廃棄物以外の便乗ごみが排出されないよう、出入口に受付（警備兼ねる）担当者を配置し、日報等を作成し、被災者名と場所、搬入量、搬出量等を記録する。
- ウ 発火、発熱防止及び崩落防止の観点から積上げの高さは5m以内にするるとともに、可燃物からの煙の発生等について目視により確認し、火災発生の防止に努める。
- エ 腐敗に伴うハエ等の害虫やネズミの発生、臭気に対し、殺虫剤や消臭剤の散布等により生活環境悪化への対策を講じる。
- オ 積下ろし等による粉じんが発生する場合は、散水により粉じんの飛散を制御する。
- カ アスベスト及びPCB、その他の有害・危険物の分別や管理に注意し、敷地内に遮水シートを敷設するなど土壌汚染対策を講じる。

(4) 必要な人員・機材

ア 仮置場の管理者

イ 作業人員、車両誘導員、夜間警備員

ウ 廃棄物の積上げ、積下ろしの重機（必要に応じ）

(5) 返却

仮置場の返却に当たり、土壌分析を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

7 資材の活用

最終処分量を極力削減するために、水害堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。

8 最終処分

再生利用の徹底により最終処分量を減らすことで、現処分場での処分を基本とし、被害状況に応じて、広域処理、産業廃棄物処理施設での処理も検討する。

最終処分場を確保できていない場合には、道と協議のうえ、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

第5節 避難所ごみ・生活ごみ処理

初動期から応急対応までの避難所ごみ・生活ごみの処理は次のとおりとする。

1 処理方針

(1) 避難所ごみ、生活ごみは、被災後3日以内を目途に収集体制を確保するとともに、仮置場の設置判断を行う。

(2) 避難所ごみは、生活ごみ同様の分別を基本とし、避難所の保管場所に保管し、原則、生活ごみの収集ルートに組み込んで収集する。

(3) 仮置場を設置しない場合、水害等で使用できなくなった物が排出されることが想定されることから、状況に応じて、収集方法や収集回数等を収集委託業者と協議する。

(4) しらかば清掃センターへの家庭ごみの直接搬入については、状況により制限する。

2 周知

被災地域における生活ごみ及び災害廃棄物の処理方針について周知を徹底する。

収集体制等が変更になった場合は、速やかに町民に対し広報する。

3 排出

(1) 家庭から排出されるごみ

生活ごみは、原則、平常時の分別と同様とし、通常のゴミステーションで収集を行う。

災害により廃棄するごみも生活ごみと同様とする。

なお、しらかば清掃センターへの直接搬入については、混雑が予想されるため、状況に応じて制限する。

(2) 事業所から排出されるごみ

事業所から排出される災害廃棄物は、原則として事業者自らの責任において適正に処理することとする。ただし、平常時において家庭ごみと同様の処理を行っている個人経営の商店や飲食店から排出されるごみは家庭ごみとみなす。

なお、しらかば清掃センターへの直接搬入については、罹災証明が確認できる廃棄物を優先とする。

4 収集運搬・処分体制の確保

- (1) 平常時のルートでの収集運搬が困難な場合は、生活ごみと避難所ごみに区分して行い、生活ごみは収集委託業者による通常ルートで収集し、避難所ごみは本町が直営で収集に当たることを基本とし、状況に応じて相互に連携、協力する。
- (2) 被災地域以外は、平常時の処理体制を基本とするが、被災状況に応じてより効果的な収集運搬ルートを検討する。
- (3) 被災地域では、可燃性廃棄物の収集を優先して、不燃性廃棄物の収集を保留するなど、衛生面と効率性を考慮した収集運搬を行う。
- (4) 廃棄物処理施設や収集委託業者の被災等により必要な資機材・人員の確保が困難な場合は、近隣市町村への支援要請を検討する。

第6節 し尿処理

初動期から応急対応までのし尿処理は次のとおりとする。

1 し尿処理施設

本町のし尿は、旭川市環境センターで処理している。旭川市のし尿処理施設は1か所のみであり、鷹栖町、東神楽町、東川町、上川町のし尿も処理していることから、災害時で特別な搬入をするときは旭川市と協議を行う必要がある。

2 仮設トイレの設置

(1) 設置

仮設トイレの設置判断は対策本部が行い、設置する場合、対策本部の指示に従い仮設トイレを手配する。

(2) 管理

ア 仮設トイレからのし尿収集は、収集委託業者が収集し、旭川市環境センターでの処理を基本とする。

イ し尿の搬入については、災害の規模や状況により搬入量等を積算し、旭川市環境センターと協議を行う。

ウ 感染症等の予防のため、消毒剤、消臭剤等の確保など衛生環境保持に努める。

エ 避難所に設置した仮設トイレの衛生環境保持は、避難住民を中心として行うものとし、避難所管理者に監督を依頼する。

(3) 撤去

対策本部の判断により、仮設トイレを撤去する。

3 し尿処理体制の確保

(1) 基本方針

ア し尿の収集運搬は、発災後に最も急がれる対応の一つであり、発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、汲取り便槽について速やかに緊急措置を講ずる。

イ 平常時の収集運搬・処理体制を基本として収集委託業者がし尿汲取りを行い、旭川市環境センターに搬入する。

(2) 収集

ア 仮設トイレ設置場所、設置数等に応じて、収集委託業者に収集依頼を行う。

イ 通常のし尿収集は、予定どおり行うこととするが、仮設トイレの汲取りを優先する。

- ウ 旭川市環境センターの受入れやバキューム車の状況によっては、収集を調整する必要がある。

第7節 冬期間の対応

冬期に発災した場合、被災地のごみ、避難所ごみやし尿など全ての災害廃棄物の処理において、夏期と異なった対応となる。

積雪や凍結による災害廃棄物の収集・処理に係る作業が困難になるばかりではなく、除雪による災害廃棄物の運搬経路確保などが必要となる。

第8節 有害廃棄物対策

1 処理方針

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、原則として事業者の責任において処理する。
- (2) 一般廃棄物に該当するもの（消火器など平常時は回収していない危険廃棄物等も含む）は、排出に関する優先順位や適切な処理方法等の周知を徹底する。
- (3) 専門業者による引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進するため、関連事業者と協力する。
- (4) 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、収集を優先的に行い、早期の処分を行う。

2 対象物の処理方法

- (1) 販売店又は専門処理業者で処理（収集していない廃棄物）
農薬、殺虫剤、家庭薬品、塗料、ペンキ、灯油、ガソリン、エンジンオイル、シンナー等有機溶剤、ガスボンベ、フロンガス封入機器（冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなど）
- (2) 通常の収集（ごみ収集カレンダーに掲載されている物）
電池類、カセットボンベ、スプレー缶、蛍光灯など
- (3) 家屋解体等の処理
被災した家屋等の解体又は撤去において、アスベストの使用を確認し、他の建材等と混在しないように分別し処理する。
- (4) 処理が困難な廃棄物
災害の状況によっては、適正処理が困難な廃棄物の応急的な対応が必要なことから、本町が収集・保管し、処理事業者に引き渡すことを検討する。

第5章 住民等への広報

第1節 発災前の広報

本町は、次の事項について住民の理解を得られるよう日頃から広報等を持続的に実施する。

- ア 災害廃棄物であっても、分別することは必要であること
- イ 腐敗性廃棄物を優先して排出すること
- ウ 便乗ごみの排出や不法投棄、野焼き等の不適正な処理の禁止

また、広報担当や災害対策担当と災害時における周知方法を確認し、住民の混乱を招かないよう情報の一元化を図る。

第2節 発災後の広報

発災後は、対策本部の広報担当より、災害廃棄物の扱いについて住民へ周知する。

第6章 その他参考となる事項

第1節 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害廃棄物の処理費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金制度を活用する。

補助金の活用にあたっては、対象となる費用をあらかじめ確認し、根拠となる積算資料や契約書等の必要書類を整備し、補助申請が円滑に行われるよう努める必要がある。

第2節 減免制度

一般廃棄物の処理手数料は、美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年美瑛町条例第21号。以下「条例」という。）第14条の2に基づき減免する。